

# 社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会事務局及び職員に関する規程

平成28年3月28日全文改正

平成29年4月 1日一部改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という）の事務並びに事業を処理するため、定款第34条の規定により設置する東近江市社会福祉協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 事務並びに事業を合理的かつ効率的に処理を図るため次の課ならびにセンターを置く。

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 総務課    | 総務、人事、給与、財政、管財、契約、規程・規則、人権、<br>善意銀行、共同募金、事務所管理・事務業務   |
| (2) 地域福祉課  | 地域福祉政策、障がい支援、高齢者支援、子ども支援、地域支援、<br>広報、ボランティアセンター、民児協事務局  |
| (3) 相談支援課  | 権利擁護、貸付、相談支援、障がい相談支援、居宅介護支援事業   |
| (4) 在宅福祉課  | 介護保険事業<br>訪問介護事業、通所介護事業、認知症デイサービス、小規模多<br>機能居宅介護事業<br>障がい福祉サービス<br>訪問介護事業、障害者デイサービス<br>住居提供事業（ゆうあいの家） |
| (5) 福祉センター | 児童センター、母子父子福祉センター、老人福祉センター<br>市福祉センター指定管理   |

(課・センター及び事務所・事業所の名称及び位置)

第3条 課及びセンター、事務所・事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
総務課	
地域福祉課	
相談支援課	
在宅福祉課	
東近江市福祉センター	東近江市今崎町21番地1
ヘルパーステーションハートピア	
デイサービスセンターハートピア	
障害者特定相談ハートピア	
障害者デイサービスセンターハートピア	
永源寺事務所	
ケアプランセンターゆうあいの家	東近江市永源寺高野町437番地
ヘルパーステーションゆうあいの家	
デイサービスセンターゆうあいの家	
五個荘事務所	東近江市五個荘小幡町318番地
愛東事務所	東近江市妹町29番地
デイサービスセンターじゅぴあ	
湖東事務所	東近江市池庄町495番地
能登川事務所	
ケアプランセンターなごみ	東近江市猪子町124番地
ヘルパーステーションなごみ	
デイサービスセンターなごみ	
障害者デイサービスセンター 能登川障害福祉センター水車野園	東近江市乙女浜町1405番地
小規模多機能居宅介護事業所 かじやの里の新兵衛さん	東近江市佐野町35番地
認知症デイサービスちやがゆの郷	東近江市乙女浜町527番地
蒲生事務所	
ケアプランセンターせせらぎ	東近江市市子川原676番地
ヘルパーステーションせせらぎ	
デイサービスセンターあさひの	東近江市鎌物師町708番地1

(所掌事務並びに事業)

第4条 課・福祉センターの所掌事務並びに事業は、次のとおりとする。

総務課

- ① 法人運営に関すること
  - 三役会・理事会・評議員会・監事會に関すること
  - 会費・共同募金検討委員会に関すること
  - 共同募金審査委員会に関すること
  - 被表彰者選考委員会に関すること
- ② 定款、規程、規則の改廃に関すること
- ③ 職員の任用、服務その他身分及び進退に関すること
- ④ 職員の昇給、昇格その他給与に関すること
- ⑤ 法令遵守に関すること
- ⑥ 役職員研修等に関すること
- ⑦ 職場におけるハラスメント等人権に関する相談及び指導に関すること
- ⑧ 入札及び契約、検査に関すること
- ⑨ 財政に関すること
- ⑩ 一般会計の予算編成・配当・執行管理に関すること
- ⑪ 指定管理業務に関すること
- ⑫ 会員、会費に関すること
- ⑬ 公用車管理業務に関すること
- ⑭ 善意銀行（寄付金品）受付・払出し業務に関すること
- ⑮ 会費・共同募金助成事務に関すること
- ⑯ 苦情処理に関すること
- ⑰ 文書収受、発送、保存に関すること
- ⑱ 安全運転管理に関すること
- ⑲ 職員の福利厚生、保健衛生に関すること
- ⑳ 共同募金運動・事務に関すること
- ㉑ 募金百貨店プロジェクトに関すること
- ㉒ 法令遵守に関すること
- ㉓ 官公署および関係機関との連絡調整に関すること
- ㉔ 課内の連絡調整に関すること
- ㉕ 事務所の管理、業務遂行に関すること
- ㉖ 課・事務所との連絡調整に関すること
- ㉗ 他の課の所管に属さない事項に関すること

地域福祉課

- ① 地域福祉推進に関する企画及び連絡調整に関すること
- ② 地域福祉活動計画に関すること
- ③ 14地区地域福祉活動（地区社協・単位民児協含む）に関すること
- ④ ボランティア（市民協働）センター運営に関すること

- ⑤ 災害ボランティアセンター設置運営に関すること
- ⑥ 災害時等要援護者支援に関すること
- ⑦ 福祉教育推進に関すること
- ⑧ 地域サロン事業に関すること
- ⑨ 当事者支援に関すること
- ⑩ 生活困窮者支援（学習支援事業含む）に関すること
- ⑪ 地域支援事業に関すること
- ⑫ 地域支援コーディネーター設置事業に関すること
- ⑬ 社会福祉調査に関すること
- ⑭ 広報誌の発行・ホームページの運営等情報発信に関すること
- ⑮ 生活支援サポーターに関すること
- ⑯ 退職シニア地域デビュー講座・OB活動支援に関すること
- ⑰ 障害児の地域活動支援（サマーホリデー等）に関すること
- ⑱ 米寿記念写真事業に関すること
- ⑲ 地域見守り活動支援に関すること
- ⑳ 民生委員児童委員との協働による地域福祉推進に関すること
- ㉑ 福祉団体の育成・活動支援ならびに連絡調整に関すること
- ㉒ 多様な団体等の協働活動・情報交換の場づくりに関すること
- ㉓ 東近江市民生委員児童委員協議会に関すること
- ㉔ 課内の連絡調整に関すること

#### 相談支援課

- ① 地域福祉権利擁護事業に関すること
- ② 資金貸付に関すること
- ③ 総合相談に関すること
- ④ 法律相談に関すること
- ⑤ 生活困窮者支援（家計相談支援事業含む）に関すること
- ⑥ 居宅介護支援事業に関すること
- ⑦ 障がい者相談支援・特定相談事業に関すること
- ⑧ 高齢者・障がい者・児童等の権利擁護に関すること
- ⑨ 課内の連絡調整に関すること

#### 在宅福祉課

- ① 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業に関すること
- ② 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業に関すること
- ③ 居宅介護事業（障がいヘルプ事業）に関すること
- ④ 外出ヘルプ・ガイドヘルプ事業に関すること
- ⑤ 通所介護事業・介護予防通所介護事業に関すること
- ⑥ 小規模多機能居宅介護事業・介護予防に関すること
- ⑦ 認知症対応型通所介護事業・介護予防事業に関すること

- ⑧ 地域活動支援センターⅡ型事業に関すること
- ⑨ おたすけサービス事業に関すること
- ⑩ 住居提供事業に関すること
- ⑪ 感染症の予防・公衆衛生管理に関すること
- ⑫ 事業設備・車両等の管理に関すること
- ⑬ 介護システム管理・運用に関すること
- ⑭ 介護等請求事務利用者請求に関すること
- ⑮ 在宅福祉調査票作成に関すること
- ⑯ 社会福祉法人等利用者負担軽減補助事業申請に関すること
- ⑰ 自己評価・情報公表に関すること
- ⑱ 職員研修の企画・調整に関すること
- ⑲ 生活管理指導短期宿泊事業に関すること
- ⑳ 高齢者虐待対応短期宿泊事業に関すること
- ㉑ 事故・苦情解決体制、リスク管理に関すること
- ㉒ 課内の連絡調整に関すること

#### 福祉センター

- ① 指定管理事業に関すること
- ② 児童センター事業に関すること
- ③ 母子父子福祉センター事業に関すること
- ④ 老人福祉センター事業に関すること

#### (例外規定)

第5条 前条の規定にかかわらず、事務局長が特に必要と認める事務並びに事業については、所掌する担当以外の職員に処理を命じることができる。

#### (職位の設置)

第6条 会長は、事務並びに事業を処理するために次の職位を置くことができる。

職 位	職 务
事務局長	事務局の業務を掌理し、職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、職員を指揮監督する。
課長	課の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹	課長を補佐し、課内の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
係長	係の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主査	上司の命を受け、担当の業務を処理する。
主任主事	上司の命を受け、担当の業務に従事する。
主事	上司の命を受け、担当の業務に従事する。

2 前項のほか、特定の職務を執行するための非常勤職員等を置くことができる。

(職員の任免)

第7条 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、非常勤職員の任免は、事務局長において行うことができる。

(文書の取扱い)

第8条 文書の取扱いについては、会長が別に定める。

(雑 則)

第9条 この規程に定めのあるもののほか、事務局に関する必要な事項については会長が別に定める。

附 則

1. この規程は平成17年2月11日から施行する。

附 則

1. この規程は平成18年1月1日から施行する。

附 則

1. この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。